

平成27年度10月1日から、
年金に関する法律
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律)
が変わります。

本年10月1日から年金に関する法律が変更となります。
つきましては、以下の点について御注意ください。

★家庭裁判所において10月1日以降に年金に関する申立て
をされる場合には、

10月1日以降に年金事務所において発行された情報通知書が
必要となります。

9月30日以前に発行された情報通知書をお持ちの場合は、再度
情報通知書の提出が必要となりますので、御注意ください。

宇都宮家庭裁判所訟廷事務室